

2014 年 3 月 17 日

Mizuho Industry Focus Vol. 148

国際課税ルール見直しを見据えた海外事業戦略 ～OECD「BEPS 行動計画」が、本邦多国籍企業の海外事業戦略に与える影響～

富田 亜紀

aki.tomita@mizuho-cb.co.jp

〈要 旨〉

- 2012 年 10 月、米国の多国籍企業スターバックス社は、英国進出以来、累積売上高が 30 億ポンドであり、735 店舗を有するにもかかわらず、濫用的なタックス・プランニングにより、英国への支払税額がわずか 860 万ポンドである旨を報じられた。サンクトペテルブルグ・サミット（2013 年 9 月）は、金融危機後、各国において財政の悪化や所得格差の拡大が進み、このような濫用的なタックス・プランニングを政治的に看過できなくなったことを背景として OECD（経済協力開発機構）租税委員会が公表した BEPS（税源侵食と利益移転）行動計画に対する全面的な支持を表明した。OECD 租税委員会は、初の日本人議長の下、OECD 非加盟国である G20 メンバー 8 カ国も参加し、2015 年末を期限として、G20/BEPS プロジェクトを推進している。
- わが国企業は一般的に納税意識が高く、濫用的なタックス・プランニングの例は少ないと言われる。しかし、各国が税務執行を強化する中、BEPS 行動計画を踏まえて海外事業戦略を策定しない場合、思いがけない課税を受けるリスクが高まっている。本稿では、BEPS 行動計画を構成する 15 個の行動計画のうち、OECD における議論の進捗状況と、技術立国であるわが国多国籍企業に与える影響の大きさを踏まえ、移転価格税制に係る無形資産と移転価格文書の標準化に係る 2 つの行動計画に焦点を置く。
- 移転価格税制の趣旨は、企業グループ内における国外関連取引に係る価格を、市場取引価格に修正して課税することである。一方、スマイル・カーブは、モノづくりに係る無形資産を創出する経済活動の方が、単なる製造活動よりも著しく大きい経済的付加価値を創出することを示している。本稿では、上記 2 つの BEPS 行動計画及びわが国の外国子会社合算税制を踏まえ、わが国のモノづくり多国籍企業を想定して、無形資産の保有と業務委託取引を契約等により明確に区分した海外事業戦略例を示す。
- BEPS 行動計画は、OECD が公表する討議草案に対し、事業会社等ステークホルダーからのコメントを募集することを通して進められている。技術立国であるわが国の多国籍企業も、競争優位を維持するため、国際課税ルール策定に積極的に参加することが望ましいと考える。

目 次

国際課税ルール見直しを見据えた海外事業戦略
～OECD「BEPS 行動計画」が、本邦多国籍企業の海外事業戦略に与える影響～

I. はじめに		2
II. BEPS (税源侵食と利益移転) 行動計画における移転価格税制の見直し		6
III. 税務執行強化に向けた国際的な情報交換の推進		15
IV. 国際課税ルール見直しを踏まえた海外事業戦略		18
V. おわりに		21

Ⅰ. はじめに

1. BEPS (税源侵食と利益移転) 行動計画の公表

OECD/G20 BEPS プロジェク トの設立

2013 年 7 月、OECD¹租税委員会²が BEPS (Base Erosion and Profit Shifting、税源侵食と利益移転) 行動計画を公表し、G20 財務大臣・中央銀行総裁会議において承認された。BEPS 行動計画は、一部の多国籍企業が税制の隙間や抜け穴を利用した過度なタックス・プランニング (節税) により二重非課税の状況にあることを是正し、利益を生み出す経済活動が実際に行われ、価値が創出される場所での課税を十分に可能とすることを目的としている。納税者の税制に対する信頼を確保する上でも、各国が協調してそれぞれの税制の調和を図ることが不可欠である。そこで、BEPS 行動計画の実施に際しては、OECD 非加盟である G20 メンバー 8 ヶ国³が、OECD 加盟国と同様に意見を述べ、意思決定に参加しうる枠組みとして、OECD/G20 BEPS プロジェクトが設立された。国際課税に関する国際的な協力の歴史においては転機となる画期的な成果である。

わが国は BEPS 行動計画のイニ シアティブをとる 立場にある

2013 年 9 月に開催されたサンクトペテルブルグ・サミット首脳宣言は、OECD/G20 BEPS プロジェクトに対し、すべての関心のある国が参加することを奨励している。そして、各国がそれぞれの税源を守ることによって BEPS を防止するためには、各国間において、税に関する実効的な情報交換が求められるのであるが、G20 メンバーを含む 120 の国・地域が参加したグローバル・フォーラム⁴が、情報交換に関する国際標準について、参加メンバー間におけるピア・レビュー (相互審査) を実施している。現在、わが国は、OECD 事務次長 (開発、環境、グリーン成長戦略、金融、競争政策、税制・税務執行) や OECD 租税委員会議長、グローバル・フォーラムの下部機関で、ピア・レビューの具体的作

¹ OECD (経済協力開発機構) は、1961 年にパリに設立された。OECD 設立の目的は、①経済成長 (財政金融上の安定を維持しつつ、できる限り高度の経済と雇用、生活水準の向上の達成を図り、世界経済の発展に貢献すること)、②開発 (経済発展の途上にある地域の健全な経済成長に貢献すること)、③貿易 (多角的・無差別な基礎に立った世界貿易の拡大に寄与すること) である。前身は、1948 年に、米国による第二次世界大戦後の欧州復興支援策であるマーシャル・プランの受入れ体制を整備するために設立された欧州経済協力機構である。現在、34 カ国が加盟 (日本は 1964 年に加盟)。OECD は、1,200 名を超える専門家を抱える「世界最大のシンクタンク」という側面を持ち、経済・社会分野において多岐にわたる活動 (分野横断的な活動を含む。) を行っている。特に、(ア) 経済政策・分析、(イ) 規制制度・構造改革、(ウ) 貿易・投資、(エ) 環境・持続可能な開発、(オ) ガバナンス (統治)、(カ) 非加盟国協力などの分野において、活発な活動を行っている。その特色の一つは、相互審査 (ピア・レビュー) をはじめとする活動を通じて「先進国標準」が醸成されていくところにある。加盟国は、OECD の活動への参加を通じて、自国の経済・社会政策や制度を調整・改善する機会を得ている。毎年開催される OECD 閣僚理事会における将来の活動指針に関する議論が、G8・G20 サミットなどでの議論につながることもよくある。4 人の事務次長のうち、一人は玉木林太郎氏 (財務省)。

² OECD 租税委員会は、租税政策・税務行政の両分野において広く情報の共有・意見交換を実施している国際フォーラムであり、特に国際課税分野において OECD モデル租税条約や OECD 移転価格ガイドラインをはじめとしたルールの策定を積極的に行っている。租税委員会では、租税政策及び税務行政上の様々な課題について検討部会が組織され、各国税務当局の専門家同士による意見交換が行われており、国税庁はこうした租税委員会の活動に積極的に参加している。現在、租税委員会議長は浅川雅嗣氏 (財務省)。

³ OECD 非加盟である G20 メンバー 8 カ国とは、アルゼンチン、ブラジル、中国、インド、インドネシア、ロシア、サウジアラビア、南アフリカである。

⁴ グローバル・フォーラムは 2000 年に OECD 内に設立された。設立のきっかけは、G7 リヨン・サミット (1996 年) が、有害な税制とタックス・ヘイブンの規制を宣言し、OECD に報告を要請したことである。1998 年、OECD はタックス・ヘイブンを定義したレポートを提出し、2000 年にタックス・ヘイブンのリストを公表している。2008 年秋以降、金融システム安定化等の観点から、いわゆるタックス・ヘイブンの不透明な資金の流れが国際社会において問題視され、2009 年 4 月のロンドン・サミットを契機に、国際基準に則り税務当局間で納税者情報 (銀行機密情報も含む) の交換を行うことが各国が約する動きが加速した。そこで、2009 年 9 月に OECD の「グローバル・フォーラム」を拡充し、いわゆるタックス・ヘイブンを含む各国の情報交換の法制・執行の両面からピア・レビューを行うことにつき合意した。2010 年 3 月から審査作業を開始している。

業を行う「ピア・レビュー・グループ」の共同副議長等を出しており、イニシアティブをとって BEPS 行動計画に関する議論を加速させていくべき立場にある。

2. 国際課税制度を踏まえた海外事業戦略の必要性

濫用的なタックス・プランニングは 道德違反

G20 が、濫用的なタックス・プランニングに取り組むことを目的とした BEPS 行動計画を全面的に支持した背景には、金融危機後、各国において財政の悪化や所得格差の拡大が進み、一部の多国籍企業が払うべきところで税金を適正に支払っていないことについて、政治的に看過できなくなった事情がある。例えば、2012 年 10 月、英国ロイター通信は、米国の多国籍企業スターバックス社が、1998 年に英国に進出以来、累積売上高が 30 億ポンドであり、735 店舗を有するにもかかわらず、タックス・プランニングにより、支払った税金はわずか 860 万ポンドである旨を報じた⁵（出所：“Special Report: How Starbucks avoids UK taxes”（2012 年 10 月 15 日））。当該報道を契機として英国内にスターバックス社に対する反発が拡がり、同社の代表は、英国議会の公会計委員会に呼ばれ、「法律違反ではなく道德違反で糾弾している」と批判された。最終的に、法的根拠のない 2,000 万ポンドの法人税支払いに至っている。

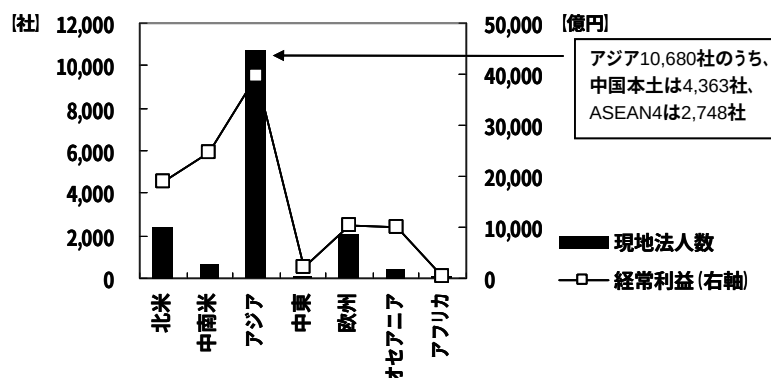
進出相手国の税務執行リスクを 踏まえた海外事業戦略

他方、わが国企業は、日本国憲法第 30 条が、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と定めていることもあり、一般的に納税意識が高く、節税を第一義的に考慮したようなタックス・プランニングの例は少ない。しかし、進出相手国の税制及び税務執行上、わが国企業が当該相手国に対して納付すべき課税所得がどのように算定されるのかを意識しなかった場合、相手国の税務当局との間で、本邦企業が単なる正直・愚直では済まされない困難に遭遇する場合も多いことが指摘されている⁶。国際課税ルールを踏まえた海外事業戦略が求められていると言えよう。

⁵ ロイター通信は、比較対照として、マクドナルド社が 36 億ポンドの英国における売上高に対し、8,000 万ポンドの税金を支払っていることや、ケンタッキー・フライドチキン社は、11 億ポンドの英国における売上高に対し、3,600 万ポンドの税金を支払っていることを指摘している。

⁶ 「アジア市場を巡る税務上の諸問題について」（猪野茂東京国税局第一部長 税大ジャーナル 2013.10）において、「多くの日本の会社は、愚直に正直に一生懸命事業に従事して、我が国に納税していただいているものと思います。もちろん税金が軽いに越したことはないけれども、あまり手段を弄してどうこうすることまではしない雰囲気はまだあるように思います。他方、その愚直で正直な姿勢が進出相手国においても発現される、すると愚直に物事を進めていく過程で、進出相手国の税務当局との間で様々な困難に突き当たって困っておられる会社も多く目にしてきました。…特に進出相手国における税務執行リスクについては、よほど気をつけて対応していただかないと、単なる正直・愚直では済まされないものがありますし、相互協議等のプロセスにおいて支援させていただく際の、制約条件にもなります…」とある。

【図表 1-1】 日本企業の海外現地法人数と経常利益合計額 (2011 年度)



(出所) 海外事業活動基本調査 (経済産業省) より、みずほ銀行産業調査部作成

- (注1) 調査対象は、2012年3月末時点で海外に現地法人を有する我が国企業 (金融・保険業、不動産業を除く) である。なお、海外現地法人とは、海外子会社と海外孫会社の総称である。海外子会社とは、日本側出資比率が10%以上の外国法人をいい、海外孫会社とは、日本側出資比率が50%超の海外子会社が50%超の出資を行っている外国法人をいう。
- (注2) ASEAN4とは、フィリピン、マレーシア、タイ、インドネシアである。

アジア諸国の 税務リスクを踏ま えた進出ストラク チャーの立案

わが国企業の海外現地法人 16,502 社のうち、アジアに所在する企業が最多の 10,680 社 (64.7%) を占める ([図表 1-1])。中でも、中国本土及び ASEAN4 に所在する現地法人数は、それぞれ 4,363 社 (26.4%)、2,748 社 (16.7%) と高い占有率を示しているが、中国及び ASEAN4 諸国は OECD 非加盟国である。すなわち、これらアジア諸国の国際課税制度と、OECD 加盟国であるわが国の国際課税制度とは、同じ所得の課税に対する見方は必ずしも同じではない⁷。したがって、各国の抱える税務リスクを取るのか否かを含め、二重課税を回避するような進出ストラクチャーを検討することが重要である。

こうした問題意識から、以下、本稿ではまず、BEPS の行動計画の概要、特に 15 の行動計画からわが国企業に与える影響が大きいと思われる移転価格税制に係る行動計画 8・13 を取り上げる。次に、国際的な税務執行強化のための取組みとして、自動的情報交換の標準化について説明し、最後に、国際的な課税ルール見直しを踏まえた本邦多国籍企業の海外事業戦略について検討する。

⁷ 従来、OECD租税委員会を中心に構築してきた国際課税ルールは、所得の源泉地国ではなく、所得を受け取る居住地国の課税権を重視してきた。一方、新興国は源泉地国の課税権を主張している。なお、G20メンバーである中国、インド、インドネシアは、OECD加盟国ではないが、BEPS行動計画の実施に際して意見を述べ、意思決定に参加していることから、自らが意思決定に参加したBEPS行動計画に準拠することが求められている。

3. BEPS 行動計画の概要

BEPS 行動計画は 15 個の行動計画から構成されている（【図表 1-2】）。G20/OECD BEPS プロジェクトは、各行動計画について、2014 年 9 月末から 2015 年 12 月末までの間に、OECD モデル租税条約⁸や移転価格ガイドライン⁹の修正といった国際的な税制の調和を図るための勧告を行う予定である。

【図表 1-2】 15 の行動計画

行動計画1:電子商取引課税（～2014/9末） ・電子商取引により、他国から遠隔で販売、サービス提供等の経済活動ができることに鑑み、電子商取引に対する直接税・間接税のあり方を検討する報告書を作成。	行動計画8:移転価格税制（①無形資産） ・（～2014/9末）：親子会社間等で、特許等の無形資産を移転することで生じるBEPSを防止する国内法に関する移転価格ガイドラインを策定。 ・（～2015/12末）また、価格付けが困難な無形資産の移転に関する特別ルールを策定する。
行動計画2:ハイブリッド・ミスマッチ取決めの効果否置（～2014/9末） ・ハイブリッド・ミスマッチ取引とは、二国間での取扱い（例えば法人が組合か）が異なることを利用し、両国の課税を免れる取引。ハイブリッド・ミスマッチ取引の効果を否認するモデル租税条約及び国内法の規定を策定。	行動計画9:移転価格税制（②リスクと資本）（～2015/9末） ・親子会社間等のリスクの移転又は資本の過剰な配分によるBEPSを防止する国内法に関する移転価格ガイドラインを策定。
行動計画3:外国子会社合算税制の強化（～2015/9末） ・外国子会社合算税制（一定以下の課税しか受けていない外国子会社への利益移転を防ぐため、外国子会社の利益を親会社の利益に合算）に関して、各国が最低限導入すべき国内法の基準について勧告を策定。	行動計画10:移転価格税制（③他の租税回避の可能性が高い取引）（～2015/9末） ・非関連者との間では非常に稀にしか発生しない取引や管理報酬の支払いを関与させることで生じるBEPSを防止する国内法に関する移転価格ガイドラインを策定。
行動計画4:利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限 ・（～2015/9末）：支払利子等の損金算入を制限する措置の設計に関して、各国が最低限導入すべき国内法の基準について勧告を策定。 ・（～2015/12末）：また、親子会社間等の金融取引に関する移転価格ガイドラインを策定。	行動計画11:BEPSの規模や経済的効果の指標を政府からOECDに集約し、分析する方法を策定（～2015/9末）
行動計画5:有害税制への対抗 OECDの定義する「有害税制」について ・（～2014/9末）：現在の枠組みを十分に活かして（透明性や実質的活動等に焦点）、加盟国の優遇税制を審査。 ・（～2015/9末）：現在の枠組みに基づきOECD非加盟国を関与させる。 ・（～2015/12末）：現在の枠組みの改定・追加を検討。	行動計画12:タックス・プランニングの報告義務（～2015/9末） ・タックス・プランニングを政府に報告する国内法上の義務規定に関する勧告を策定。
行動計画6:租税条約濫用の防止（～2014/9末） ・条約締結国でない第三国の個人・法人等が不当に租税条約の特典を享受する濫用を防止するためのモデル租税条約規定及び国内法に関する勧告を策定。	行動計画13:移転価格関連の文書化の再検討（～2014/9末） ・移転価格税制の文書化に関する移転価格ガイドラインを策定する。多国籍企業に対し、国毎の所得、経済活動、納税額の配分に関する情報を、共通様式に従って各国政府に報告させる。
行動計画7:恒久的施設（PE）認定の人為的回避の防止（～2015/9末） ・人為的に恒久的施設の認定を免れることを防止するために、モデル租税条約の恒久的施設（PE: Permanent Establishment）の定義を変更。	行動計画14:相互協議の効果的実施（～2015/9末） ・国際税務の紛争を国家間の相互協議や仲裁により効果的に解決する方法を策定。
	行動計画15:多国間協定の開発 ・（～2014/9末）：BEPS対策措置を効果的に実現させるための多国間協定の開発に関する国際法の課題を分析。 ・（～2015/12末）：その後、多国間協定案を開発。

（出所）税制調査会資料より、みずほ銀行産業調査部作成

（注 1）括弧内は各行動計画の目標（モデル租税条約の修正や移転価格ガイドラインの修正）を達成する期限を示している。行動計画の期限として、2014 年 9 月、2015 年 9 月及び 2015 年 12 月がある。

（注 2）OECD “Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting”においては、行動計画 2～15 を、4 つの目的（①～④）別に区分している。

- ①首尾一貫性のある法人所得課税の国際的な確立： 行動計画 2～5
- ②国際標準の効果及び便益の十分な回復： 行動計画 6～10
- ③予測可能性及び確実性の向上と、透明性の確保： 行動計画 11～14
- ④合意した方策の課税ルールとしての迅速な実現： 行動計画 15

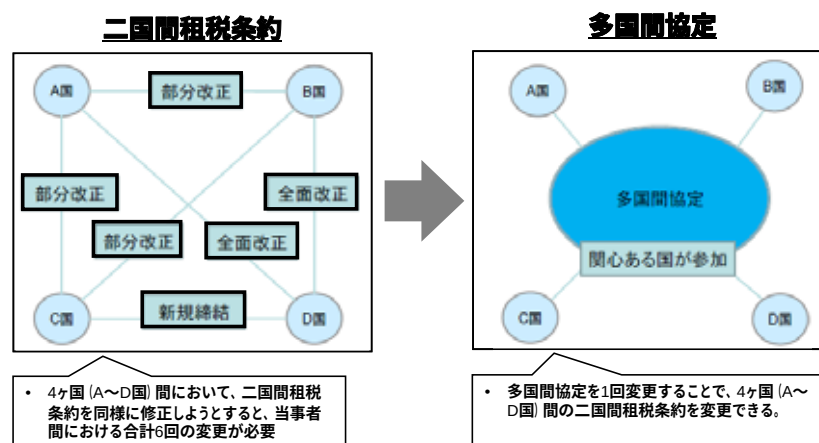
⁸ OECD モデル租税条約（正式には、「所得及び資本に対する二重課税回避のための条約」とは、二国間の租税条約の雛形である。OECD が加盟国に対して、二国間の租税条約を新たに締結したり、既存の租税条約を改定する場合に採用を勧告している。OECD モデル租税条約の主たる目的は、国際的な法的二重課税の領域において生ずる最も典型的な諸問題につき、統一的な解決基準に基づいて、解決すべき手段を提示することである。OECD 租税委員会が、先進国間の租税条約の規範となるべく、1977 年に作成した。OECD 加盟国を中心に、租税条約を締結する際のひな型となっている。OECD 加盟国であるわが国は、OECD モデル租税条約に沿った租税条約を採用している。具体的には、二重課税を回避するために、源泉地国（所得が生ずる国）の課税できる所得の範囲を確定したり、居住地国における二重課税の排除方法を規定したりしている。また、税務当局間の納税者情報（銀行機密を含む）の交換や、租税に関する徴収助助といった脱税及び租税回避等への対応を規定している。

⁹ 移転価格ガイドライン（正式には、「多国籍企業及び税務当局のための移転価格ガイドライン」）は、OECD 租税委員会が、多国籍企業に関する移転価格（移転価格税制については後述）及びそれに関連する税務上の問題について、各国の税務当局と多国籍企業に双方にとっての解決の方策を示した指針である。移転価格ガイドラインは国際的なコンセンサスであるが、国際協定ではなく、法令として直接各国の納税者の課税関係に影響を及ぼさない。しかし、二国間の租税条約にて、移転価格課税に際して OECD 移転価格ガイドラインを遵守する旨が規定されることを通して大きな影響力を持つ。例えば、日米租税条約は、移転価格の算定方法は OECD 移転価格ガイドラインと整合的であることを要請している。

多国間協定による BEPS 対応措置の効率的な実現

ところで、モデル租税条約を修正しても、租税条約の当事者である 2 国が、当該二国間租税条約を修正しない限り直接的な影響はない。そして、二国間租税条約を改正しようとすれば長い時間を要する¹⁰。しかし、BEPS 行動計画 15 にある多国間協定を開発すると、1 本の多国間協定により、一度に二国間租税条約を改正することができるようになる訳であり、BEPS 対策措置を著しく効率的に実現することができるようになる（【図表 1-3】）。

【図表 1-3】二国間租税条約と多国間協定



（出所）税制調査会資料より、みずほ銀行産業調査部作成

行動計画 8・13 選択の趣旨

2013 年 11 月 12 日と 13 日の 2 日間、OECD は、移転価格税制に係るパブリック・ディスカッションを開催し、35 カ国を超える国の代表や、150 を超える企業や大学等の代表の参加を得た。移転価格課税など多国籍企業に対する課税を担当する OECD 租税委員会第 6 作業部会の議長は、当該ディスカッション結果を最終インプットとし、BEPS 行動計画 8・13 に準拠して、2014 年 9 月末を期限として、無形資産及び国別の移転価格関連の文書化に関する移転価格ガイドラインを最終的に詰める予定である旨を公表している。わが国企業は、高い技術力を特長とし、製造拠点を海外展開している企業が多く、行動計画 8・13 の与える影響は大きいと思われる。そこで、本稿では、15 個の行動計画のうち、行動計画 8・13 を取り上げる。

¹⁰ 2013 年 11 月末現在、わが国は、78 ヶ国/地域と 60 条約を締結している。内訳は、①二重課税の回避、脱税及び租税回避等への対応を主たる内容とする条約（いわゆる租税条約）：51 条約、62 ヶ国/地域、②租税に関する情報交換を主たる内容とする条約（いわゆる情報交換協定）：8 条約、8 ヶ国/地域、③税務行政執行共助条約：締約国はわが国を除いて全 29 カ国（うち我が国と二国間条約を締結していない国は 8 カ国）

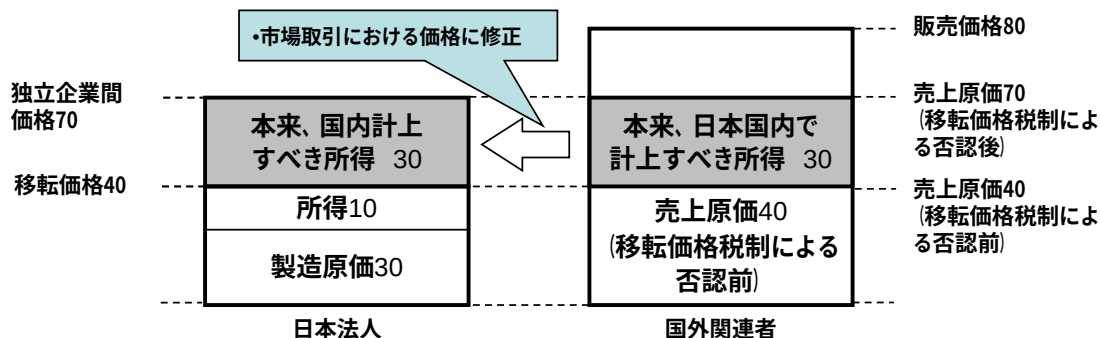
II. BEPS (税源侵食と利益移転) 行動計画における移転価格税制の見直し

1. 移転価格税制とは

移転価格税制：
市場取引価格
への修正

移転価格税制とは、国外関連者¹¹と行う国外関連取引の価格が、独立の第三者であればその価格で取引したであろう価格（独立企業間価格）と異なることにより、その法人の所得が減少する場合には、その取引が独立企業間価格で行われたものとみなして課税所得を計算するものである（【図表 2-1】）。

【図表 2-1】 移転価格税制の基本的な仕組み



(出所) 経済産業省公開資料より、みずほ銀行産業調査部作成

【図表 2-1】において、独立企業間価格は 70 であるのに対し、移転価格を 40 としたため、日本法人の所得が 30 減少している。このような場合には、国外関連取引が 70 で行われたものとみなして課税所得が計算される。すなわち、移転価格税制は、国外関連取引に係る価格を、市場取引における価格に修正して課税を行うものと考えられている¹²。

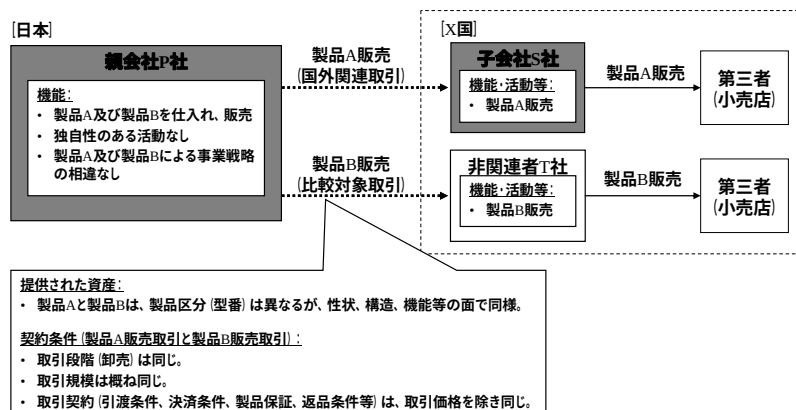
独立企業間価格の算定方法の選定

わが国の移転価格税制においては、OECD 移転価格ガイドラインと同様に、独立企業間価格の算定にあたっては、国外関連取引に係る資産の種類や役務の内容、法人及び国外関連者の果たす機能等を分析し、最も適切な独立企業間価格の算定方法を選定する。選定においては、無形資産を使用した独自性のある機能を果たしているか否かも考慮される。独立価格比準法は、国外関連取引の価格と比較対象取引の価格を、直接比較できる場合に最も適した算定方法である。独立価格比準法を適用した場合には【図表 2-2】における、P 社から S 社への製品 A の棚卸資産の販売取引（国外関連取引）に対して、P 社から T 社への製品 B の販売（比較対象取引）に係る対価の額を用いる。

¹¹ 国外関連者とは、外国法人で、法人との間に、持株関係、実質的支配関係又はそれらが連鎖する関係の「特殊の関係」のあるものをいう。なお、持株関係とは、(1) いわゆる「親子関係」としていずれか一方が他方の法人の発行済株式等の 50%以上の株式等を直接又は間接に保有する関係をいう、また、(2) いわゆる「兄弟関係」として双方の法人が同一の者によってそれぞれその発行済株式等の 50%以上の株式等を直接又は間接に保有される関係をいう。また、実質的支配関係とは、例えば、他方の法人の役員の 2 分の 1 以上又は代表権を有する社員が、一方の法人の役員若しくは使用人を兼務している等の事実により、いずれか一方の法人が他方の法人の事業の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる関係をいう。そして、持株関係と実質的支配関係とが連鎖する関係とは、法人と外国法人との間が、持株関係又は実質的支配関係の一方又は双方で連鎖している関係をいう。

¹² 中里実東京大学法学部教授は、「関連企業間の取引は、形式的には市場取引（市場における企業と非関連企業との間の取引）に、また、実質的には、企業の内部で行われる企業内取引に類似したものである。移転価格税制は、関連企業間取引における価格を、前者の市場取引における価格に修正して課税を行うものであり、その背後には、関連企業間取引よりも市場取引の方が適正であるという価値判断が暗黙の前提とされている」と延べている（日税研論集第 64 号「移転価格税制の研究」『第 2 章 移転価格課税における無形資産の扱い』27 頁）。

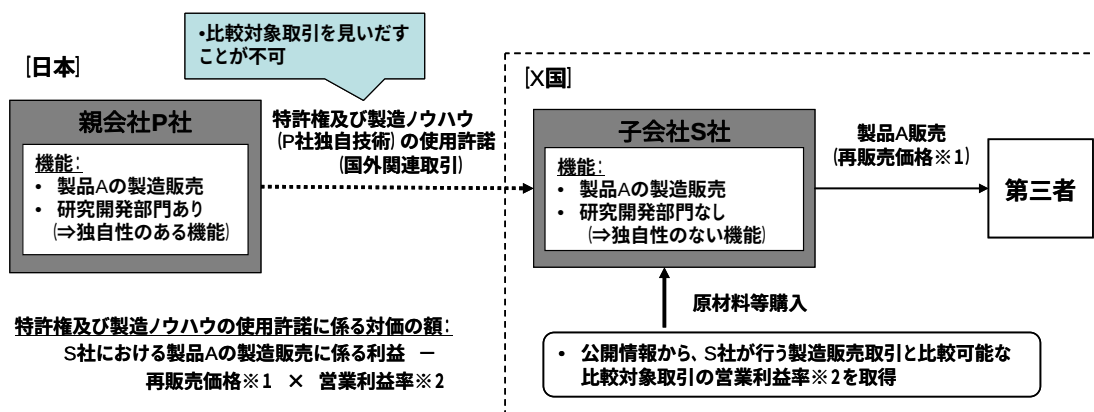
【図表 2-2】 独立価格比準法の適用例



(出所) 国税庁「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」よりみずほ銀行産業調査部作成

一方、国外関連取引の内容や国外関連取引の当事者が果たす機能等に照らし、【図表 2-2】のケースのように、独立企業間価格を直接算定できるほどに比較可能性が十分にあるような比較対象取引を見いだすことができず、かつ、国外関連取引の当事者のいずれか一方が独自性のない通常の機能を果たしている場合には、取引単位営業利益法 (【図表 2-3】) により独立企業間価格を算定する。

【図表 2-3】 取引単位営業利益法の適用例



(出所) 国税庁「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」よりみずほ銀行産業調査部作成

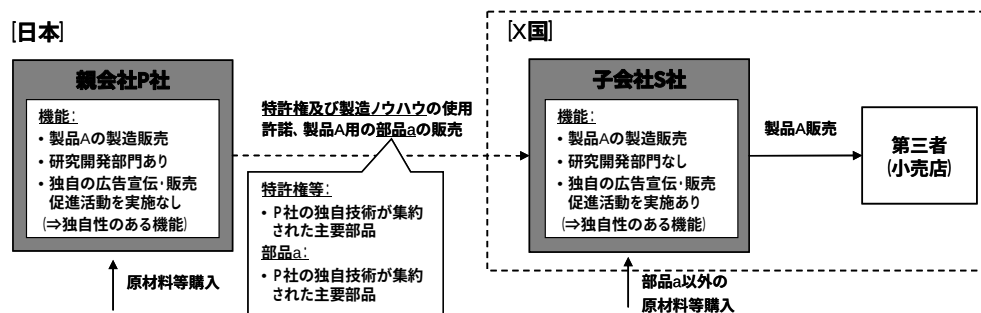
取引単位営業利益法

取引単位営業利益法とは、国外関連取引に係る営業利益の水準と比較対象取引に係る営業利益の水準を比較する方法である。【図表 2-3】のケースでは、P社とS社との間の無形資産の使用許諾取引は、比較対象取引を見いだすことができないため、当該使用許諾取引に係る対価を【図表 2-2】のケースのように直接算定することに代え、S社の果たす独自性のない機能に見合う通常の利益を比較対象取引の営業利益率により計算し、これを超えるS社の残余の利益を特許権及び製造ノウハウの使用許諾に係る対価の額として間接的に独立企業間価格を算定する。

また、国外関連取引の両当事者が独自の機能を果たしている場合には、残余利益分割法 (【図表 2-4】) により独立企業間価格を算定する。

【図表 2-4】 残余利益分割法の適用例

国外関連取引の両当事者（P社及びS社）が、独自の機能を実施



（出所）国税庁「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」よりみずほ銀行産業調査部作成

残余利益分割法

残余利益分割法は、国外関連取引の両当事者が独自の機能を果たすことにより、当該国外関連取引においてこれらの者による独自の価値ある寄与が認められる場合において、分割対象利益等のうち基本的利益を国外関連取引の両当事者にそれぞれに配分し、当該分割対象利益等と当該配分をした基本的利益の合計額との差額である残余利益等（独自の価値ある寄与により発生した部分）を、残余利益等の発生に寄与した程度を推測するに足る要因に応じてこれらの者に配分し、独立企業間価格を算定する方法である。【図表 2-4】のケースのように、残余利益分割法を適用した場合には、まず、①P社とS社の営業利益を合計した分割対象利益のうち、重要な無形資産を有しない非関連者間取引において通常得られる利益に相当する金額（基本的利益）をP社及びS社にそれぞれ配分し、②配分後の残余利益を、その発生に寄与した程度を推測するに足る要因に応じて配分する。配分に用いる要因として、法人及び国外関連者が無形資産を用いることにより独自の機能を果たしている場合には、当該無形資産による寄与の程度を推測するに足るものとして、これらの者が有する無形資産の価額や、当該無形資産の開発のために支出した費用の額等を用いることができる（租税特別措置法関係通達 66 の 4 (5) - 4）。

2. 移転価格税制の見直し－無形資産（行動計画 8）

2013 年 11 月に開催された OECD パブリック・ディスカッションでは、「移転価格－無形資産に関する改訂版の討議草案」（2013 年 7 月 30 公表）¹³に対して提出されたコメントが議題として取り上げられた。

無形資産の不明瞭な定義案

「移転価格－無形資産に関する改訂版の討議草案」は、無形資産の定義として、「移転価格ガイドラインにおいて、無形資産とは、物理的資産でも金融資産でもなく、商業活動において使用するために所有または支配され得るもので、かつ、比較可能な状況において独立当事者間での取引であれば、その使用や所有についての対価が発生したであろうもの（something）を意図している。会計上の定義や法律上の定義に焦点を置くより、無形資産を含む事例における移転価格の分析の狙いは、比較可能な取引において独立当事者間において合

¹³ OECD は、2012 年 6 月に、「移転価格－無形資産に関する討議草案」を公表し、コメントを募集している。そして、2012 年 11 月に開催したパブリック・ディスカッションの結果を反映し、「移転価格－無形資産に関する改訂版の討議草案」を公表している。

無形資産の定義が与える独立企業間価格への影響

意されたであろう条件を決定することである」¹⁴と提示している。しかしながら、当該定義に対しては、更なる明確化を求める多くのコメントが寄せられており、不明瞭と言わざるを得ないものとなっている。OECD 経済産業諮問委員会¹⁵は、「無形資産を特定・定義する際に考慮すべき判断基準は、①法律により保護された所有、②支配、③単独で移転可能であることの3つであるべき」、と記載することを強く求めた（すなわち、法律により保護されていない暗黙のノウハウは無形資産ではないと記載することを主張した）。

先述したように、独立企業間価格の算定方法を選定する際には、国外関連取引の当事者が無形資産を使用した独自性のある機能を果たしているか否かを分析する。無形資産の定義が不明瞭である場合には、税務当局と納税者間において、独自性のある機能を果たしているか否かの判断が異なってしまう事態を引き起こすリスクが高まると推測する。その結果、例えば、本邦親会社が、相手国に所在する子会社を無形資産を使用した独自性のある機能を果たしていると認識しておらず、独立企業間価格を取引単位営業利益法により算定しても、進出相手国の税務当局は、国外関連取引の両当事者が無形資産を使用した独自性のある機能を果たしていると判断し、独立企業間価格を残余利益分割法により算定する可能性もある。逆に、本邦親会社自身は、無形資産を使用した独自性のある機能を果たしていると認識しておらず、独立企業間価格を取引単位営業利益法により算定しても、わが国税務当局は、国外関連取引の両当事者が無形資産を使用した独自性のある機能を果たしていると判断し、独立企業間価格を残余利益分割法により算定する可能性もある。

無形資産の法的所有と移転価格

また、「移転価格—無形資産に関する改訂版の討議草案」は、無形資産の法的所有に係る収益に関して、「移転価格税制上、無形資産の法的所有のみでは、無形資産の活用（例えば、財の販売やサービスの提供、無形資産あるいは当該無形資産に係る権利の一部の移転に関連した無形資産の使用）により獲得されるいかなる収益も受ける権限はない。無形資産の法的所有により獲得される収益は、当該無形資産に期待される価値に対し、法的所有者と、多国籍企業の他のメンバーのそれぞれが果たした機能や用いた資産、請け負ったリスクに依存する」¹⁶、と記している。例えば、あるグループ企業が特許を法的に所有していたとしても、当該企業の果たしている機能が、数人の従業員（弁護士）による特許の管理のみである、といった場合には、当該グループ企業は、果たした機能（＝特許の管理）に対する収益のみを受けることができるのである¹⁷。そして、投資リスクのみを負うことについては、「投資リスクのみを負い、資金の使途や、投資された活動の遂行に対して支配が及ばない場合には、リスク調整後リターンを超える収益を享受する権限はない」¹⁸、と記している。この投資リスクに関する記載を Apple 社の、アイルランド子会社にあてはめたものが【図表 2-5】である。

¹⁴ 「移転価格—無形資産に関する改訂版の討議草案」パラグラフ 40 を抜粋。

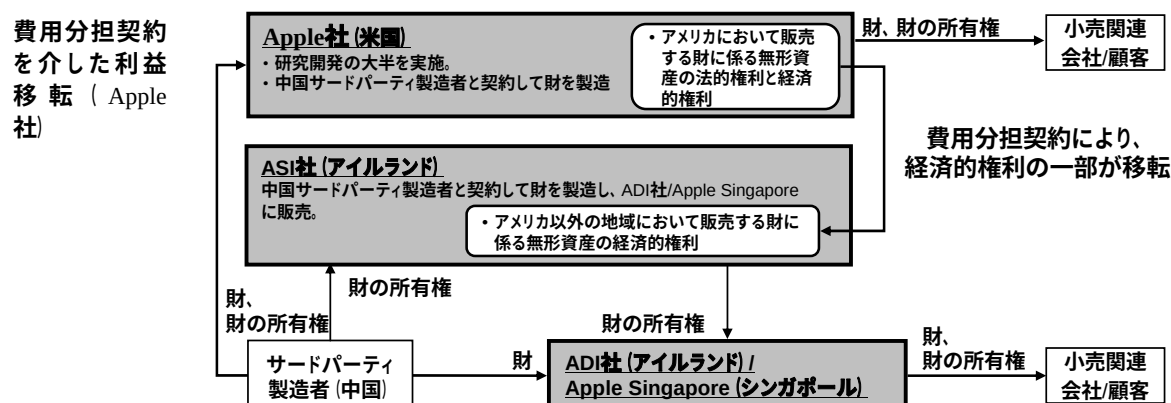
¹⁵ 経済産業諮問委員会（BIAC: Business and Industry Advisory Committee to the OECD）は、先進各国が直面する重要な経済・社会問題について、民間経済界の意見をとりまとめ、OECD 及び加盟国政府に対して提言を行う OECD の公式の諮問委員会である。

¹⁶ 「移転価格—無形資産に関する改訂版の討議草案」パラグラフ 73（21 頁）を抜粋。

¹⁷ 「移転価格—無形資産に関する改訂版の討議草案」における Example 1（52 頁）を抜粋。

¹⁸ 「移転価格—無形資産に関する改訂版の討議草案」におけるパラグラフ 84（24 頁）を抜粋。

[図表 2-5] 費用分担契約を介した利益移転 (Apple 社)



(出所) 米国上院常設調査小委員会覚書等より、みずほ銀行産業調査部作成

(注 1) 2011 年 12 月、費用分担契約 (米国財務省規則 1.482-7 条) は、参加者は当該契約への貢献に見合った収益を計上するように改正された。しかし、2008 年の暫定規則案前に締結された費用分担契約に対して遡及適用はない。

(注 2) ASI 社 (Apples Sales International, アイルランド) は Apple 社のほぼ 100% 子会社 (間接保有) である。1980 年の夏に設立され、1980 年 12 月に Apple 社と最初の費用分担契約を締結している。費用分担契約により、経済的権利を分割しているが、法的権利は Apple 社のみが所有している。2012 年のアイルランド関連会社の再編まで、ASI 社には従業員おらず、その役員の大半は米国 Apple 社の役員が兼務していた。当該再編により、他のアイルランド子会社の従業員 250 人が割り当てられたが、従前同様に ASI 社は米国から管理支配されている (アイルランド税法上の非居住者)。

(注 3) 2012 年のアイルランド子会社の再編以前、ASI 社はサードパーティの製造者と契約し、最終製品を購入して、小売関連会社やサードパーティ小売業者に販売していた。再編後、製造機能と販売機能は分割され、ASI 社は購入した最終製品を、欧州、中東、アフリカ及びインド向けとして ADI 社 (Apple Distribution International) に、アジア及び太平洋地域向けとして Apple Singapore に販売している。

Apple 社は費用分担契約により低い税率を適用できるアイルランドに設立した ASI 社と、それぞれが担当する地域の売上高 (アメリカ¹⁹と、アメリカ以外) に応じて研究開発費を分担し、アメリカ以外の地域において販売する財に係る経済的権利を移転することで、アメリカ以外の地域で獲得する利益を ASI 社に移転している ([図表 2-6])。

[図表 2-6] ASI 社及び Apple 社の売上高と税引前利益

[10億USD]	売上高 (アメリカ)	税引前利益 (Apple社単体)	売上高 (アメリカ以外)	税引前利益 (ASI社)	売上高 (Apple社連結)	税引前利益 (Apple社連結)
2009	19.0	3.4	23.9	4	42.9	12.1
2010	24.5	5.3	40.7	12	65.2	18.5
2011	38.3	11	69.9	22	108.2	34.2
2012	57.5	19	99.0	36	156.5	55.8
合計	139.3	38.7	233.6	74	372.9	120.6
売上高税引前利益率	27.8%		31.7%		32.3%	

(出所) 米国上院常設調査小委員会覚書等より、みずほ銀行産業調査部作成

¹⁹ アメリカとは北米と南米である。

負担リスクと機能に見合った利益計上

Apple 社と ASI 社の売上高税引前利益率は、27.8%と 31.7%とほぼ同水準である（【図表 2-6】）。しかし、アイルランド税法上非居住者である ASI 社に適用された平均税率（2009～2011 年）は 0.06%であることを踏まえると、Apple 社は ASI 社にアメリカ以外の地域で最終製品を販売する権利を移転することで現状においては相当の税負担の軽減を図っているといえる。

しかし、ASI 社は、Apple 社の研究開発活動の遂行に対して支配が及んでいないので、投資リスクのみを負っていると言えよう。その結果、「移転価格—無形資産に関する改訂版の討議草案」に記された考え方が適用されると、ASI 社は、アメリカ以外の全地域当該研究開発に関連した製品を製造・販売する権利（経済的権利）を法的に所有しているにも関わらず、移転価格税制上、投資額に係るリスク調整後リターンを超える利益を計上できないことになるので、Apple 社における従前の利益移転はできないようになる。

無形資産の法的所有と事業統括

なお、「移転価格—無形資産に関する改訂版の討議草案」は、無形資産の法的所有者が当該無形資産に帰属するすべての収益を計上できるための条件として、実質的に、無形資産の開発や向上、維持や保護に関連する重要な機能の支配及び実行など 4 つの条件をすべて満たしていることとしている²⁰。当該 4 つの条件すべてを充足するとは、すなわち、無形資産に係る事業統括をしている場合、と表現することができるだろう。

3. 移転価格税制の見直し—文書化（行動計画 13）

2013 年 11 月に開催されたパブリック・ディスカッションでは、各国税務当局に対し、当事国単位の企業財務データを報告する制度に係る「移転価格文書化制度に関する白書」（2013 年 7 月 30 日公表）に対して提出されたコメントも議題として取り上げられた²¹。

国別の移転価格標準様式

OECD がパブリック・ディスカッションを実施した 2013 年 11 月時点において、OECD 加盟国 34 カ国のうち、移転価格文書の記載事項として、国毎の売上高や営業費用、支払税額を要求している国は存在しない。しかし、移転価格文書の設置を要求する国が増加する一方で、各国の移転価格文書の要求記載事項が多様である上、多国籍企業グループ内の取引量が増大し、また、取引の複雑度が急速に拡大し、各国税務当局による移転価格調査の頻度も増加している中で、移転価格文書の簡素化及び分かり易さが求められていた。そこで、このようなニーズを背景として、「移転価格文書化制度に関する白書」は、移転価格共通様式を提案している。

²⁰ 「移転価格—無形資産に関する改訂版の討議草案」におけるパラグラフ 89 (25 頁) では、4 つの条件として、①無形資産の開発や向上、維持や保護に関連する、パラグラフ 79 に記述されているような重要な機能の支配・実行、②独立したあるいは関連した企業に委託されたその他の機能の支配と、独立企業間価格に基づく当該機能に対する対価の支払い、③無形資産の開発や向上、維持や保護に必要なすべての資産の提供、④無形資産の開発や向上、維持や保護に関するリスク及び費用すべての負担及び支配、を挙げている。なお、①に関して、パラグラフ 79 は、重要な機能として、一般的に、研究及びマーケティング・プログラムの設計・支配、予算の管理・支配、無形資産の開発プログラムに関する戦略的意思決定や無形資産の保護に関する重要な意思決定の支配、無形資産の価値に対して重要な影響を有し、独立したあるいは関連した企業により実行される機能に対する品質制御を挙げている。

²¹ パブリック・ディスカッション開催後、2014 年 1 月 30 日、OECD 移転価格ガイドラインの第 5 章の改定に向け、「移転価格文書と国別報告に関するディスカッション・ドラフト（“Discussion draft on transfer pricing documentation and CbC reporting”）」についてコメント募集された（パ切は 2014 年 2 月 23 日）。

各国税務当局 への “ Big picture” の提供

移転価格共通様式の記載事項の中には、従来の各国毎の移転価格文書を介して得られた情報との比較において、限られたリソースしか有しない税務当局が、詳細な移転価格調査を要する取引の区別（移転価格リスクの評価）を容易に行えるよう、多国籍企業が、その関与する各国税務当局に対し、現地特有の情報（local file）に加え、収益や経済活動、支払税額の各国への割当状況を master file²²として報告することも含まれている。その結果、「移転価格文書化制度に関する白書」は、例えば、収益の 85%が低税率国で獲得している一方、従業員及び資産の 80%が高税率国に存在するような企業は、収益、従業員、資産の所在割合が国に跨って整合している企業と比較して、税務当局の注意を引くことになる²³、と指摘している。

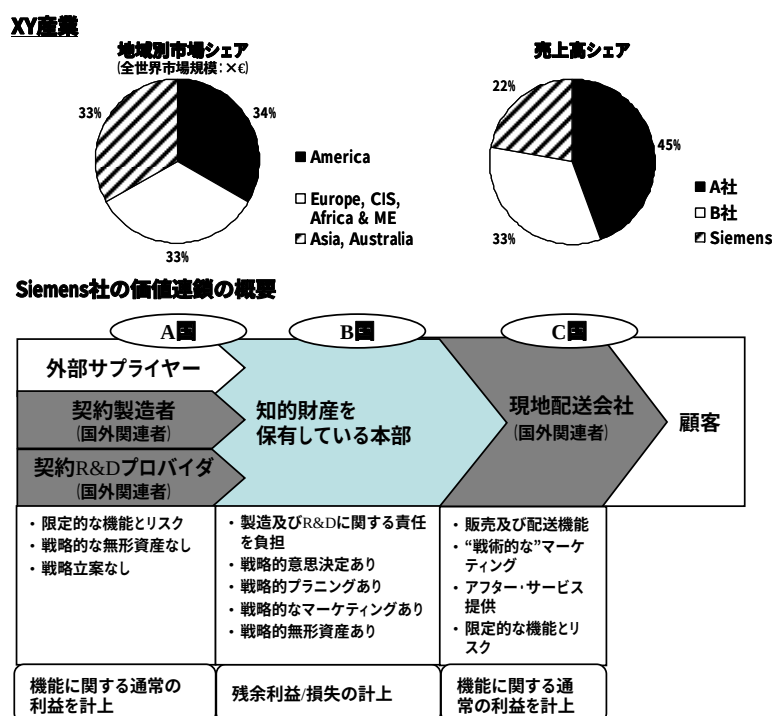
海外事業戦略 の説明責任の 高まり

先述のように、移転価格税制とは、関連企業間取引における価格を市場取引における価格に修正して課税を行う制度であるので、従業員及び資産の所在と納税額との間に一般的に相関関係はない。しかし、“Big picture”の提供により向けられるであろう各国税務当局からの注目に対し、多国籍企業は、自社の海外事業戦略の正当性を説明し、信認を得ることが今後（従来以上に）求められるであろう。例えば、ドイツの Siemens 社は、190 ヶ国で事業を展開し、各国から要請される移転価格文書に係る業務負担を削減することを目的として、移転価格文書の標準化及び簡素化を促進するために開発した自社の事例（SieDoc、Siemens Documentation）をパブリック・コメントとして提出していた（【図表 2-7】）。

²² 「移転価格文書と国別報告のテンプレートに関する討議草案」パラ不ラフ 18 (5 頁) 参照。

²³ 「移転価格文書化制度に関する白書」パラグラフ 72 (20 頁) 参照。

【図表 2-7】 移転価格文書の標準化例 (Siemens 社)



(出所) Siemens 社「移転価格文書化制度に関する白書」コメントより、みずほ銀行産業調査部作成

(注) SieDoc には【図表 2-7】に挙げた“big picture”に加え、次のような情報が含まれている。

- 現地国における各製品別の市場規模や当社シェア、現地市場における当社の競争力の源泉。
- 各現地子会社の事業活動や製品別売上高、主な顧客、サプライヤー、競合企業。
- 配送取引を例として、事業活動を 11 個の機能に分割した各機能別、事業リスクを 8 個に分割した各リスク別、使用している資産を 7 個 (有形資産: 4 個、無形資産: 3 個) に分割した各資産別に、各現地子会社の重要性を 5 段階でレーティング。なお、3 個の無形資産とは、①製造/サービスに係る知的財産 (設計、特許、商標、ノウハウ、著作権)、②配送ネットワーク、③現地顧客リストである。
- 知的財産を保有している本部と現地子会社との国外関連取引に適用する独立企業間価格算定方法として、取引単位営業利益法が最も適切であることの分析プロセス
- 取引単位営業利益法を適用するための営業利益率の算出プロセス
- 各現地子会社の IFRS 適用版及び現地会計基準適用版の貸借対照表及び損益計算書

Siemens 社の価値連鎖において、知的財産を保有した本部 (【図表 2-7】の B 国) と現地子会社 (同 A 国、C 国) 間の国外関連取引に係る移転価格は、当該本部のみが独自性のある機能を果たしているため、取引単位営業利益法により算定される結果、事業の残余利益は、Siemens 社が意図した通り、知的財産を保有した本部に計上されることになるだろう。このように、海外事業戦略の実施に当たり、自ら議論の出発点を提供するような積極性が求められると考える。

III. 税務執行強化に向けた国際的な情報交換の推進

1. 税務行政執行共助条約

自動的情報交換 の国際標準の 策定

BEPS 対策のための税務執行強化に向けた取組みとして、当事国税務当局間における情報交換がある。G20 ロンドン・サミット(2009 年)における「金融システムの強化に関する宣言」²⁴を受け、2010 年、税務行政執行共助条約(多国間条約)²⁵は、改正議定書により、欧州評議会及び OECD 加盟国以外の国も本条約を締結することが可能となるように、また、銀行機密を否定し、自国に課税の利益がない場合でも情報の収集・提供が可能となるように改正された。情報交換により、グローバル化が進んだ経済において、一国の税務当局が、他の税務当局の支援を受けて税収を管轄することが可能となる。わが国は、2011 年 11 月、税務行政執行共助条約及びその改正議定書に署名し、2013 年 6 月に国会の承認を得た(10 月 1 日発効済)。税務行政執行共助条約は 2013 年 12 月 23 日現在、64 ヶ国が署名し、うち 31 ヶ国²⁶で発効している。

情報交換には、「要請に基づく情報交換」²⁷、「自発的情報交換」²⁸、「自動的情報交換」がある。このうち、自動的情報交換においては、法定調書等から把握した非居住者への支払等(配当、不動産所得、無形資産の使用料、給与・報酬、キャピタルゲイン等)に関する情報を、支払国の税務当局から受領国の税務当局へ一括して送付される。国税庁は、外国税務当局から「自動的情報交換」により提供を受けた利子、配当等に関する情報を申告内容と照合し、海外投資所得や国外財産等について内容を確認する必要があると認められた場合には、税務調査を行うなど、効果的に活用していると公表している(【図表 3-1】)²⁹。

²⁴ 「金融システムの強化に関する宣言」には、「我々は、2004 年の G20 において支持され、国連モデル租税条約に反映されている情報交換に関する国際基準を、各国が採用することを求める。」と記載されている。ここで、「国連モデル租税条約に反映されている情報交換に関する国際基準」とは税務行政執行共助条約を示しており、税務行政執行共助は国連モデル租税条約第 26 条に反映されている。なお、「2004 年」は「2008 年」の誤りか。G20 ワシントン・サミット(2008 年)における「金融・世界経済に関する首脳会合宣言」では、金融市場における公正性を促進するための中期的措置として、「税務当局は、経済開発協力機構(OECD)等の関連機関の作業に依拠しつつ、引き続き、税務情報の交換を促進するための努力を継続する。透明性の欠如と税務情報の交換の不備は精力的に解決される。」と記載されている。

²⁵ 税務行政執行共助条約(Convention on Mutual Administrative Assistance in Tax Matters)は、1988 年、欧州評議会及び OECD の加盟国に対し署名のために開放された。対象である行政執行とは、①情報交換(参加国の税務当局間で租税に関する情報を交換する)、②徴収共助(租税債権の徴収を外国の税務当局に依頼する)、③文書送達共助(税務文書の送達を外国の税務当局に依頼する)、である。

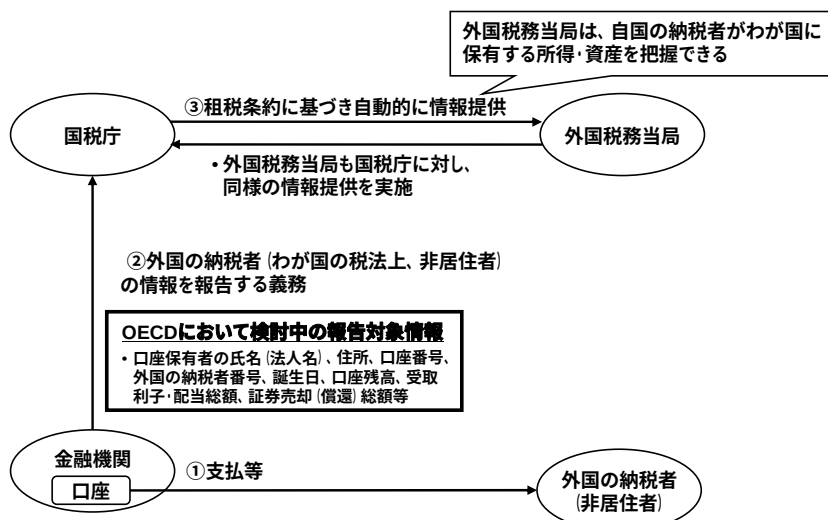
²⁶ 2013 年 12 月 23 日時点、税務行政執行共助条約が発効している 31 ヶ国は、イギリス、フランス、イタリア、スペイン、オランダ、ベルギー、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、アイスランド、アイルランド、マルタ、スロベニア、ポーランド、ギリシャ、ウクライナ、グルジア、モルドバ、アルバニア、アゼルバイジャン、ガーナ、日本、韓国、インド、オーストラリア、アメリカ、メキシコ、コスタリカ、ベリーズ、アルゼンチンである。

²⁷ 「要請に基づく情報交換」とは、個別の納税者に対する調査等において、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できない場合に、条約等締結相手国・地域の税務当局に必要な情報の収集・提供を要請するものである。

²⁸ 「自発的情報交換」とは、例えば、自国の納税者に対する調査等の際に入手した情報で外国税務当局にとって有益と認められる情報を自発的に提供するものである。実施例としては、①国内法人が、海外取引先に対する支払の一部を、第三国(タックスヘイブン国)に開設された口座に送金しており、海外取引先における申告漏れが想定されたことから、国税庁が、この事実を海外取引先の所在地・地域の外国税務当局に提供した(わが国から外国税務当局への情報交換)②日本法人が海外の法人と通謀して外注費を増加し請求させ、増加分を日本法人の代表者が現地で受け取っているとの情報提供を受けた(外国税務当局からわが国への情報交換)、がある。

²⁹ 「自動的情報交換」の活用例として、国税庁は、「自動的情報交換」により入手した海外金融機関からの受取利子に関する資料をもとに、①国内居住者の所得税の申告状況を検討し、当該預金利息が申告されていないことや、②国内居住者の相続税の申告状況を検討し、国外に保有する財産が申告されていないことを把握したりしていると公表している。

【図表 3-1】外国税務当局との自動的情報交換



(出所) 税制調査会資料より、みずほ銀行産業調査部作成

2014年2月13日、OECDは、G20財務大臣・中央銀行総裁会議(2013年4月開催)やサンクトペテルブルグ・サミット(2013年9月開催)の要請により開発した自動的情報交換のための国際標準³⁰を公表した³¹。当該国際標準は、G20財務大臣・中央銀行総裁会議(2014年2月22-23日開催)において承認された。今後、OECD加盟国以外の国を含め120ヶ国/地域が参加したグローバル・フォーラム³²が、当該標準の実現についてレビューする予定である。OECDは、2014年9月開催のG20財務大臣・中央銀行総裁会議にて、当該標準の実現に向けた細則について報告することを求められている。

2. グローバル・フォーラム：情報交換に関する審査

BEPS対策として国際課税ルールを見直すにあたり、まず、税の透明性と情報交換を改善することにより、各国が各自の税源を守るために税法を完全に執行できるようにすることが重要である。当該目的の実現に向け、グローバル・フ

³⁰ 国際標準は、①金融機関から税務当局への報告に関するルールと、金融機関が金融口座を特定するためのデューデリジェンスのルールからなるCRS (Common Reporting and Due Diligence Standard) と、②情報交換に関する詳細なルールからなるモデルCAA (Competent Authority Agreement、権限のある当局間取決め) から構成されている。なお、CRSは国内法として施行される必要がある。

³¹ 当該国際標準を40ヶ国超の国が早期適用予定である。40ヶ国超の国としては、英国、英国王室属領3ヶ国、英国海外領土7ヶ国、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、インド等が含まれている。日本や米国は含まれていない。

³² グローバル・フォーラムは、2001年、タックス・ヘイブンにより脅かされたタックス・コンプライアンス(税制への信頼と納税過程を通じた法令遵守)に対処するためにOECD加盟国と税の透明性と情報交換の実現に合意した課税地域によりつくられた。2009年9月、G20ロンドン・サミットの要請を受け、税の透明性と情報交換に関する標準の実現を強化するために改組された。G20ロンドン・サミット「金融システムの強化に関する宣言」では、「……我々は、税に関する情報交換の国際基準に反しているとグローバル・フォーラムによって評価された国のリストを本日経済協力開発機構(OECD)が発表したことに留意する。我々は、数多くの国・地域による新たなコミットメントを歓迎し、速やかに実施を進めることを奨励する。」と記載されている。

オーラムは、2015年内を目処に、OECD情報交換標準³³に準拠し、メンバーに対し、税の透明性と課税目的の情報交換に関する法規制のフレームワークの審査（フェーズ 1）と、当該フレームワークの執行の審査（フェーズ 2）を進めている。2013年11月には、わが国を含む50課税管轄区域について、情報交換標準の準拠性に関するレーティング結果を公表した（【図表 3-2】）。

【図表 3-2】 OECD 情報交換標準への準拠性

全体評価	No.	課税管轄区域	地域	全体評価	No.	課税管轄区域	地域	全体評価	No.	課税管轄区域	地域		
準拠	1	中国	アジア	概ね準拠	1	香港	アジア	概ね準拠	19	アルゼンチン	中南米		
	2	インド			2	マカオ			20	バハマ			
	3	日本			3	フィリピン			21	バミューダ			
	4	韓国			4	シンガポール			22	ブラジル			
	5	南アフリカ	アフリカ		5	バーレーン	アフリカ		23	ケイマン諸島			
	6	ベルギー			6	モリシャス			24	ジャマイカ			
	7	デンマーク	欧州		7	エストニア	欧州	25	タークス・カイコス諸島	北米			
	8	フィンランド			8	ドイツ		26	米国				
	9	フランス			9	ギリシャ		一部準拠	1	オーストリア	欧州		
	10	アイスランド			10	ガンジー			2	トルコ	中東		
	11	アイルランド			11	イタリア		非準拠	1	セーシェル	アフリカ		
	12	マン島			12	ジャージー			2	キプロス	欧州		
	13	ノルウェー			13	マルタ			3	ルクセンブルグ	欧州		
	14	スペイン			14	モナコ			4	英領ヴァージン諸島	中南米		
	15	スウェーデン			北米			15	オランダ				
	16	カナダ	16					サンマリノ					
	17	オーストラリア	17				英国						
	18	ニュージーランド	18				カタール	中東					

（出所）OECD“Tax Transparency 2013”より、みずほ銀行産業調査部作成

（注 1）レーティングは、「準拠 (Compliant)」、「概ね準拠 (Largely Compliant)」、「一部準拠 (Partially Compliant)」、「非準拠 (Non-Compliant)」の 4 段階である。

（注 2）14 課税区域（スイス、ブルネイ、リベリア、マーシャル諸島、ナウル、ニウエ、バヌアツ、レバノン、アラブ首長国連邦、ドミニカ、グアテマラ、パナマ、トリニダード・トバゴ）はフェーズ 2 の審査を完了することができず、レーティングの対象から外されている。

欧州 5 ヶ国の 米国 FATCA へ の対応

自動的情報交換に関する G20 の要請は、2013 年 4 月 9 日、欧州 5 ヶ国³⁴の財務大臣が、米国 FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）³⁵対応について米国と開発したモデル 1 政府間取決め（【図表 3-3】）を、多国間の自動的情報

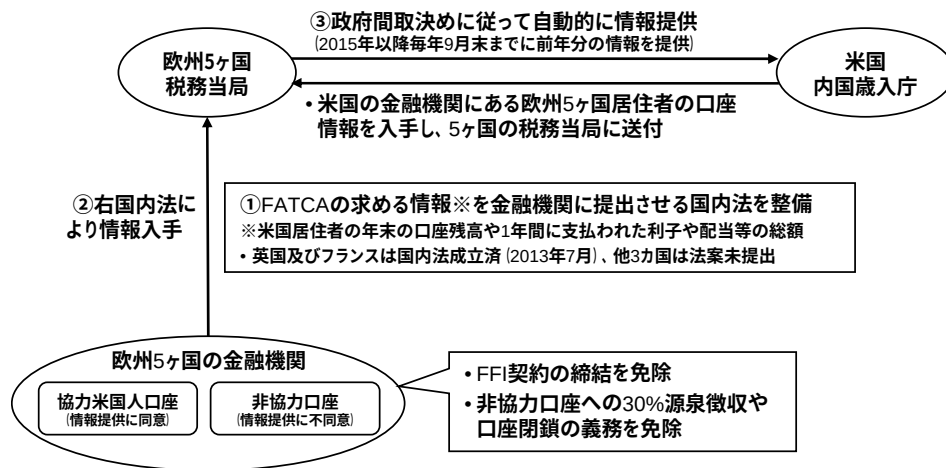
³³ 情報交換標準は 10 項目に分解されている。10 項目とは、情報のアベイラビリティに係る 3 項目、情報へのアクセスに係る 2 項目、情報交換に係る 5 項目である。情報のアベイラビリティに係る 3 項目とは、①課税区域は、適格の税務当局が、すべてのレバントなエンティティやアレンジメントの所有や特定情報を入手できることを保証する、②課税区域は、すべてのレバントなエンティティやアレンジメントについて、信頼できる会計記録を保存することを保証する、③すべての口座名義人について銀行情報を入手できる、である。情報へのアクセスに係る 2 項目とは、①税務当局は、情報交換に係る合意の下で、要請対象の情報を、当該情報を有するもしくは支配するいかなる人から、管轄区域内で、獲得・提供できる権限を有する、②要請された管轄区域において人に適用される権限や保護は、実効性のある情報交換と整合する、である。情報交換に係る 5 項目とは、①情報交換の仕組みは、実効性のある情報交換を提供する、②課税区域の情報交換の仕組みのネットワークは、すべてのパートナーをカバーする、③課税区域の情報交換の仕組みは、受け取った情報の秘密性を保証する適当な方策を有する、④情報交換の仕組みは、納税者や第三者の権限及び保護を尊重する、⑤課税区域は、合意のネットワークの下、タイムリーに情報を提供する、である。

³⁴ 欧州 5 ヶ国とは、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、英国である。

³⁵ FATCA (Foreign Account Tax Compliance Act, 2010 年 3 月 18 日に成立) は、外国金融機関 (Foreign Financial Institution, FFI) が、米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service, IRS) と契約を結び、FFI に開設されている米国口座等について報告を行うことを要求する。FFI が IRS と契約を行わない場合、米国法人により支払われる配当や利息は 30% の源泉税の対象となる。2013 年 6 月 18 日に、日本当局 (財務省、国税庁、金融庁、経産省、農水省、厚労省) 及び、米国財務省は、「国際的な税務コンプライアンスの向上及び米国の FATCA 法実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明」を公表した。公表当時、施行日は 2014 年 1 月 1 日であったが、2013 年 12 月 18 日に、施行日は 2014 年 7 月 1 日に延期された。

交換の基準とすることを欧州委員会に提案したことがきっかけとなっている³⁶。

【図表 3-3】欧州 5 ヶ国の米国 FATCA への対応



(出所) 税制調査会資料より、みずほ銀行産業調査部作成

税務行政執行 の強化

先述した自動的情報交換の国際標準は、欧州 5 ヶ国の FATCA への対応（【図表 3-3】）にかなり類似している。当該自動的情報交換が浸透すると、各国税務当局は、個人や企業の銀行口座情報を従来よりも広範囲に入手できるようになる結果、多国籍企業の資金流をより捕捉できるようになり、税務行政執行は強化されると推測する。

IV. 国際課税ルール見直しを踏まえた海外事業戦略

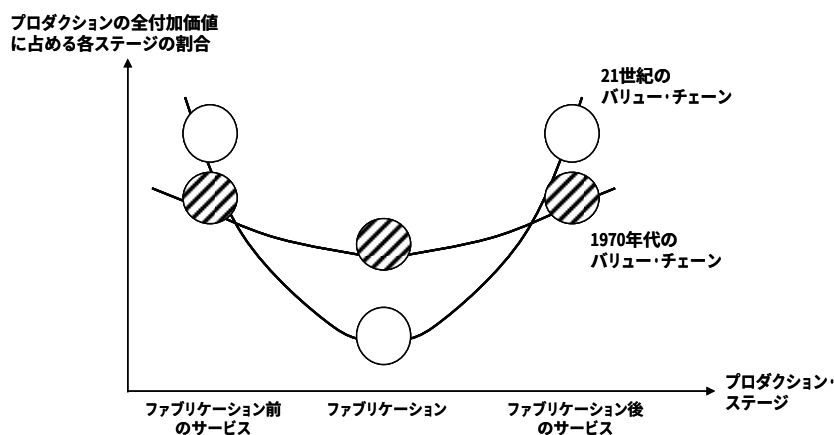
スマイル・ カーブの ステープ化

多国籍企業内における国外関連取引の価格は、移転価格税制上、独立の第三者であればその価格で取引したであろう市場価格に修正される。そして、国際価値連鎖においては、研究開発や設計といったファブリケーション前の工程や、マーケティングやアフターメンテナンスといったファブリケーション後の工程の創出する付加価値は、ファブリケーション（特に、最終アセンブリ・ステージ）の創出する付加価値よりも大きく、その差は拡大傾向にあることが指摘されている³⁷（【図表 4-1】）。

³⁶ わが国においては、個人情報保護法に基づき、拒否した個人の情報を本邦の銀行が米国内国歳入庁に提供することができないという法律上の問題等※により、非協力口座については、日本の金融機関が、金融機関毎の総件数及び総額を米国内国歳入庁に送付することで FATCA に対応している。スイスもわが国と同じ対応をしている。※第 3 回税制調査会議事録における財務省浅川総括審議会の発言「…日本の場合には、15 ページに書いてありますように、二つ問題がありました。一つは個人情報保護法があって、本人が拒否した場合にはその個人の情報を勝手に日本の銀行がアメリカの IRS に提供することはできないという法律上の問題。もう一つは、日本の金融機関は直接アメリカの国税当局と何か契約を結ぶことに抵抗があったということがありまして、そこでこのように解決したというのが 15 ページです。」に基づく。

³⁷ WTO“Global value chains in a changing world”（2013）における“Global supply chains: why they emerged, why they matter, and where they are going”の著者である Richard Baldwin ジュネーブ国際高等問題研究所教授が指摘している。

【図表 4-1】スマイル・カーブ



(出所) WTO “Global value chains in a changing world” (2013) よりみずほ銀行産業調査部作成

また、情報通信技術が発達している今日、一旦創出された知識（無形資産）は、ほとんど費用をかけずに地球規模で共有・利用することができ、増強することができる。販売権のような無形資産を使用した事業活動が、単なる販売活動よりも、より多くの経済的付加価値を創出していることは、市場における経済的な実態である。

製品製造に係る無形資産と活動の分離

わが国のモノづくり多国籍企業の中には、研究開発からファブリケーションそして販売まで、第三者への業務委託を行わず、一貫して企業グループ内で実施し、製品の価値はそのファブリケーションから創出されていると考える企業もあろう。しかし、スマイル・カーブ（【図表 4-1】）が成立する事業では、ファブリケーション前の研究開発や設計など製品製造に係る無形資産を創出する経済活動のもたらす経済的付加価値は大きい、ファブリケーション活動自体が創出する経済的付加価値は小さい。移転価格税制への対応という観点からは、製造工程を、製造に係る無形資産と単なるファブリケーション活動に、契約により明確に分離する必要があると考える。このような事業管理は、国際課税ルールの見直しの結果、無形資産の定義が不明瞭となり、各国税務当局が無形資産の範囲を従来よりも拡大して解釈する可能性があることから意義があると考えられる。

海外子会社の低い法定実効税率の活用

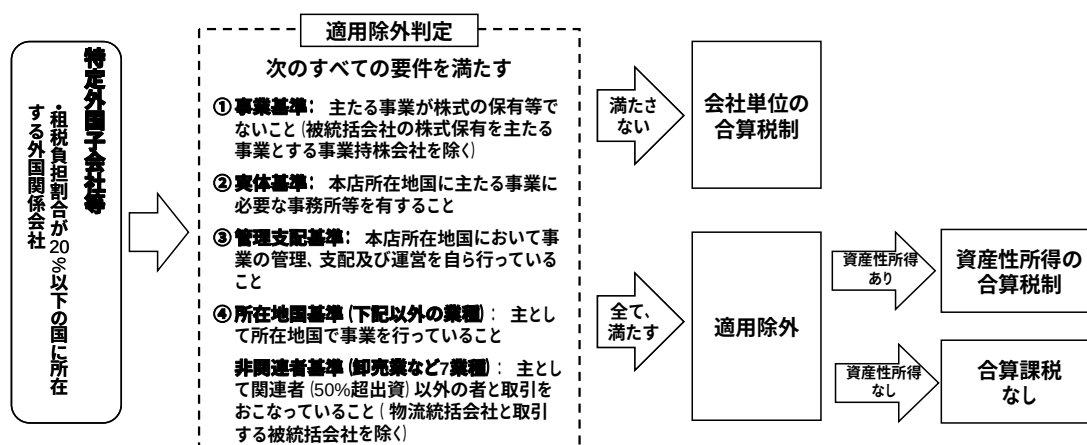
先述のように、BEPS 行動計画は、利益を生み出す経済活動が実際に行われ、価値が創出される場所での課税を十分に可能とすることを趣旨としている。すなわち、多国籍企業に対して、進出先の国において実際に行われている経済活動に見合った課税所得を計上することを求めていると考えることができよう。したがって、わが国多国籍企業が税引後利益の最大化を図ろうとした場合、わが国の法定実効税率が国際的に 40%程度と高い水準にあることから、実際に経済活動を行っている海外子会社に対して適用される低い法定実効税率を活用することも効果的であろう。

外国子会社合算税制と事業持株会社

わが国多国籍企業が、海外子会社に適用される低い税率の活用を図ろうとする際には、外国子会社合算税制（【図表 4-2】、租税特別措置法第 66 条の 6）に留意する必要がある。外国子会社合算税制は、わが国の内国法人等が、

税負担の著しく低い外国子会社等を通じて国際取引することで、直接国際取引した場合より税負担を不当に軽減・回避し、結果としてわが国での課税を免れる事態に対処するための制度である。外国子会社合算税制においては、一定の税負担の水準（20%）以下の外国子会社等の所得に相当する金額について、原則、内国法人等の所得とみなし、それを合算して課税する（会社単位の合算税制）。しかし、外国子会社等が、実体のある事業を行っている等、一定の条件（適用除外基準）を満たす場合には、そのような会社単位での合算課税の対象とならない。平成 22 年改正では、わが国企業の国際競争力を維持する観点から、企業実体を伴っていると認められる統括会社（事業持株会社及び物流統括会社）の所得（資産性所得を除く）について合算対象外となるように措置された。一方、租税回避行為を一層的確に防止する観点から、一定の税負担の水準（20%）以下の外国子会社等が得る資産運用的な所得（ポートフォリオ株式・債券の運用による所得や、特許権等の使用料等）については、適用除外基準を満たす場合でも、内国法人等の所得とみなし、それを合算して課税するように改正された（資産性所得の合算課税）。

【図表 4-2】外国子会社合算税制の概要



（出所）財務省「平成 22 年度改正関係参考資料」よりみずほ銀行産業調査部作成

（注 1）外国関係会社とは、居住者及び内国法人等が合計で 50%超を直接及び間接に保有する外国法人（租税特別措置法第 66 条の 6 第 2 項）

（注 2）卸売業など 7 業種とは、卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業、航空運送業（租税特別措置法第 66 条の 6 第 3 項）

（注 3）資産性所得とは、配当・株式譲渡益（持株割合 10%未満に限る）、債券の利子・償還譲渡益、特許権等の使用料、船舶・航空機のリース料である（租税特別措置法第 66 条の 6 第 4 項）。但し、事業の性質上重要で欠くことのできない業務から生じた配当・株式譲渡益等は対象外。また、資産性所得に該当しないものとして、資産性所得に係る収入金額 1,000 万円以下の場合、または、資産性所得が税引前所得（源泉税控除後）の 5% 以下の場合には合算しない（租税特別措置法第 66 条の 6 第 5 項）。

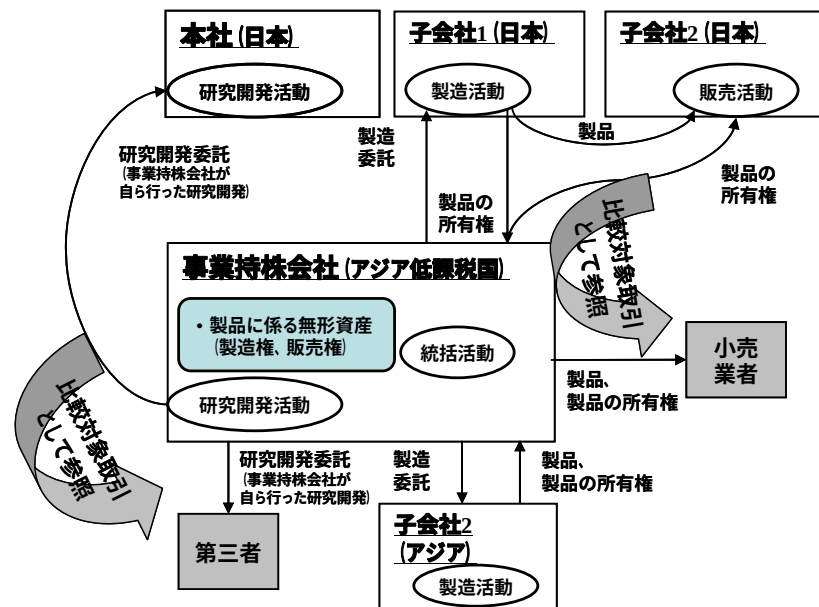
特定外国子会社等が自ら行った研究開発

資産運用的な所得であっても、特定外国子会社等が自ら行った研究開発の成果に係る特許権等の使用料は合算対象となっていない（租税特別措置法第 66 条の 6 第 4 項）。更に、「当該特定外国子会社等が自ら行った研究開発」には、特定外国子会社等が他の者に研究開発の全部又は一部を委託などし

て行う研究開発であっても、当該特定外国子会社等が自ら当該研究開発に係る企画、立案、委託先への開発方針の指示、費用負担及びリスク負担を行うものはこれに該当する（租税特別措置法関係通達 66 の 6-18 の 5）。

上記のような外国子会社合算税制の改正趣旨を踏まえ、わが国モノづくり多国籍企業において、例えば、製品に係る製造権や販売権のような無形資産が所在する国と、製造活動や販売活動を実施する国を分離するような海外事業戦略も考えられよう（【図表 4-3】）。

【図表 4-3】 国際課税ルール見直しを踏まえた海外事業戦略例



（出所）みずほ銀行産業調査部作成

（注） わが国の外国子会社合算税制において、資産性所得としての特許権等の使用料における「特許権等」とは、特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権又は著作権（出版権及び著作隣接権を含む。）である（租税特別措置法第66条の6第4項六）。登録によって発生した権利をいうと考えられている（税大論叢「外国子会社合算税制における新しい概念について－資産性所得を中心として－」）。したがって、親子間の業務委託契約によって発生した権限（無形資産）は含まれていないので、当該無形資産の使用により発生した所得は、資産性所得には該当せず、「自ら行った研究開発」ではなくとも、親会社の所得とみなされて合算されないとも考えられる。

V. おわりに

無形資産と委託業務の明確な区分の必要性

資金流と整合性のある移転価格文書の整備

国際課税ルール策定への積極的な関与

本稿では、OECD の BEPS 行動計画のうち、特に、移転価格税制に係る見直しの観点から、わが国多国籍企業の海外事業戦略を検討した。多国籍企業内における国外関連取引の価格は、移転価格税制上、市場価格に修正され、スマイル・カーブは、無形資産を使用した経済活動の生み出す利益（市場価格）は大きく、無形資産の所有者から委託された経済活動の生み出す利益（市場価格）は小さいことを示している。BEPS 行動計画において討議されている無形資産の定義案³⁸は会計上及び法律上の定義よりも広いことから、多国籍企業は、意識的に無形資産を認識した上で、無形資産の所在と、無形資産の所有者から委託された業務委託を明確に区分し、多国籍企業が意図した課税関係を関係税務当局に明示することが求められよう。このような対応は、課税当局から無形資産の所有者は明確でないと認識され、企業が意図しなかった残余利益分割法により独立企業間価格を算定した場合には、思いがけない課税を被るリスクを回避することにつながると考える。そして、各国税務当局間において銀行口座に係る自動的情報交換が強化される動向であることから、多国籍企業は、無形資産の法的所有者や、当該無形資産の所有に基づく業務委託関係を契約により明確化し、多国籍企業内における資金流と整合性のある移転価格文書を準備することが求められると考える。

先述したようにドイツ Siemens 社は、移転価格標準の策定のための参考として自社の事例を国際的議論の土台として提供することを通して国際課税ルール策定に積極的に関与している。そして、OECD が移転価格ガイドラインの改正に向けて公表した「移転価格文書と国別報告のためのテンプレートに関する討議草案」（2014年1月30日公表）は、Siemens 社の事例と類似している（〔図表 5-1〕）。

〔図表 5-1〕 BEPS/G20 プロジェクト：ステークホルダー意見募集予定（2013-14）

関連するBEPS行動計画	討議草案 公表日時	コメント切	パブリック・ディスカッション 開催日時
行動計画11 (BEPSに関するデータ集約・ 分析する方法の策定)	2014年3月 (要確認)	公表後30日後	—
行動計画6 (租税条約濫用の防止)	2014年3月17日※	2014年4月11日	2014年4月14-15日※
行動計画1 (電子商取引課税)	2014年3月24日※	2014年4月14日	2014年4月23日※
行動計画2 (ハイブリッド・ミスマッチ 取決めの効果否認)	2014年4月4日※	2014年5月4日	2014年5月15-16日※

(出所) OECD 討議草案等公表予定より、みずほ銀行産業調査部作成

(注) ※は日時変更の可能性を示す。

技術立国であるわが国多国籍企業も、競争優位を維持するために、国際課税ルール策定に積極的に参加することが望まれる。

³⁸ OECD「移転価格—無形資産に関する改訂版の討議案」は、無形資産の定義案として、「無形資産とは、物理的資産でも金融資産でもなく、商業活動において使用するために所有または支配され得るもので、かつ、比較可能な状況において独立当事者間での取引であれば、その使用や所有についての対価が発生されたであろう資産を意図している。会計上の定義や法律上の定義に焦点を置くより、無形資産を含む事例における移転価格の分析の狙いは、比較可能な取引において独立当事者間において合意されたであろう条件を決定することである」と記している。

【主要参考文献】

1. 資料等

OECD (2013)、Addressing Base Erosion and Profit Shifting

OECD (2013)、Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting

OECD モデル租税条約 2010 年版、川端康之、社団法人日本租税研究協会

日本税務研究センター (2013)、日税研論集第 64 号「移転価格税制の研究」

日本経済新聞

2. Web サイト

OECD (<http://www.oecd.org>)

外務省 (<http://www.mofa.go.jp>)

経済産業省 (<http://www.meti.go.jp/>)

国税庁 (<http://www.nta.go.jp/>)

財務省 (<http://www.mof.go.org>)

内閣府 (<http://www.cao.go.jp>)

WTO (<http://www.wto.org>)

(本稿に関する問い合わせ先)

みずほ銀行産業調査部

事業金融開発チーム 富田亜紀

aki.tomita@mizuho-cb.co.jp

©2014 株式会社みずほ銀行

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、弊行が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、弊行はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。

本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他如何なる手段において複製すること
②弊行の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

